

トップニュース

権限のある外国機関・組織が発行した書類等は ベトナムで公証する前に領事合法化が必要

政府は複写発行・複写証明及び署名認証・契約認証に関する 2015 年 2 月 16 日付の決議第 23/2015/ND-CP 号を発行しました。概要は以下の通りです。

- 権限のある外国機関・組織が発行又は公証・認証した書類等は、複写証明する前に領事合法化が必要となる。ただし、ベトナムが参加している国際条約又は相互主義の原則に基づき領事合法化を免除される場合を除く。(20 条)
- 権限のある外国機関・組織が発行又は公証・認証した書類等は、領事合法化しなければ、翻訳及び翻訳者の署名を公証することができない。(32 条)

本決議は 2015 年 4 月 10 日から有効になる。

本決議が有効となるまでは、パスポートコピーの公証は不要でしたが、今後は、法人設立時に代表者パスポートのコピーをベトナムで公証する前に領事合法化する必要があります。

預金・金銭消費貸借契約の利息に関する取扱い の明確化

税務総局は預金利息についての取扱いを示した 2015 年 4 月 15 日付の公文書第 1434/TCT-CS 号を発行しました。

- 預金・金銭消費貸借の利息収入が支払った利息より大きい場合、相殺した差額は課税所得の計算において、その他の収益として計算される。
- 預金・金銭消費貸借の利息収入が支払った利息より小さい場合、相殺した差額は課税所得の計算において、事業活動による収入から控除される。

本公文書により、預金と借入金の利息に関する取り扱いが明確になりました。借入金を銀行口座に預けている場合、銀行から受取る利息と借主に支払う利息を税務上相殺することができるようになりました。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

ベトナム会計・税務

付加価値税 (VAT) のインボイス利用・申告を一時停止される期間における請求書利用ガイダンス

税務総局は、以下の場合における請求書利用について案内する 2015 年 04 月 14 日付の公文書第 1387/TCT-KK 号を発行した。

- 税金滞納等で行われる強制執行として請求書の利用を一時停止される期間における請求書利用は、違法とされる。請求書利用を停止された会社及び関連組織は、利用された不正請求書の回収を行い、法律規定により定めた VAT の仕入・売上の申告調整（減算）を行う。
- 事業証明書に登録されていない事業活動を行い、且つ VAT 請求書の利用を一時停止される企業は、当該事業が投資において禁止されている事業分野、若しくは条件付きで開放されている事業分野に該当しない場合、税務機関は事業証明書に登録されない事業活動に対して VAT インプットの申告を監査、検討する。また、企業は、法律規定により定められた手続きにより、当該事業活動・事業分野を事業証明書に追加する。

電子請求書使用ガイダンス

税務総局は電子請求書使用ガイダンスについて、2015 年 4 月 14 日付の公文書第 1398/TCT-DNL 号を発行した。

電子請求書上の購入者の電子署名について

- 法律規定を遵守した VNPT 又は他の通信企業が提供する電気通信サービスに対して、VNPT 又は他の通信企業が作成する電子請求書には、必ずしも購入者の電子署名は必要ない。
- 商品販売活動に対して VNPT 又は他の通信企業が作成する電子請求書は、購入者が会計単位ではない場合、購入者の電子署名を必要としない。購入者が会計単位である場合、契約書・出庫伝票・商品引渡書・請求書等 VNPT と購入者の間の商品販売を証明する書類があれば、VNPT 又は他の通信企業は購入者へ電子請求書を必要に応じて提供し、電子請求書上に必ずしも購入者の電子署名は必要ない。

電子請求書の使用及び購入者への送付の原則について

- VNPT は電子請求書使用のため、電子請求書の形式及び電子請求書の送受信方法を購入者に対して知らせる責任がある。
- 購入者が VNPT のウェブサイトアクセスし、電子請求書の検索をできるようにするため、VNPT は購入者の全ての請求書をウェブサイトに掲示する。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

- 会計単位である購入者がメールで電子請求書を受信することを登録した場合、VNPTはメールで購入者へ電子請求書を送る。

固定資産形成のための海外保険料

税務総局は2015年4月17日付の公文書第1501/TCT-CS号を発行し、固定資産形成時に掛る海外保険料に関する関連法律規定の取扱いを示した。

- 固定資産形成のための建設段階に発生する保険料は、プロジェクトの工事価値に含めて計算される。
- 生産・経営の活動に発生する保険料は、法人税における課税所得の費用と認められ、且つ控除される。

海外保険料に関する外国契約者税（FCT）の申告・納税は法律規定どおりに行われる。

扶養親族の税コード

税務総局は2015年4月10日付の公文書第1333/TCT-TNCN号を発行し、扶養親族の税コードを付与する際に発生する問題を解決する。

- 扶養親族又は納税者に付与された税コードは唯一であり、税務機関との取引（ある場合）に対して生涯使用するものである。

納税者が扶養親族の税コードを登録する際、扶養親族がすでに給与所得者の税コード又は非農業の税コードを登録している場合、税務機関は扶養親族が登録済みであることを納税者に通知し、納税者は tncnonline.com.vn 又は kekhaithue.gdt.gov.vn のウェブサイトから結果を再度ダウンロードする。

ベトナム・労務

社会保険・健康保険・失業保険の加入手続における電子取引の新たな規制

ベトナム社会保険機関は2015年4月14日付の決議第528/QĐ-BHXH号を発行し、社会保険・健康保険・失業保険の加入手続における電子取引及び社会保険帳・健康保険証の発行について規定した。本決議は2015年5月1日から有効になる。内容は以下の通りである。

- 社会保険に参加し、電子取引を利用する企業又は新規登録の企業は、ベトナム社会保険のポータルを通して電子取引を登録する。
- 手順・書類・解決時間は今まで通り、変更はない。但し、企業の書類提出に掛る時間が短くなる。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

VIETNAM BUSINESS NEWS

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491